

政 策 提 言

(令和5年度)

提言1 防災・減災対策

提言2 地域づくりの支援体制

提言3 災害に強いまちづくり

提言4 子育て世代への支援拡充

提言5 アフターコロナ時代における継続した支援

令和5年10月31日

川 西 町 議 会

政策提言にあたって

地方分権が進展する中、地方自治体には自己決定、自己責任が求められ、まちづくりを進めるにあたって、政策づくりの中での町民の参加が必要となっている。

また、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会が、町政の監視機能や立法機能に加えて、政策提言を行うことが、町政の発展、町民の福祉向上にとって重要である。

本議会は、平成25年5月に、地方自治に基づく議会運営の基本原則を定めた議会基本条例を制定した。

基本条例には、大きな柱として「町民参加の拡大」「政策提言」の二つを掲げ、町民の意見を町政に適切に反映するために、町民との意見交換会を実施している。その意見等を踏まえて、これまで10回にわたり町長に対して政策提言を行い、実現を求めてきたところである。

本年8月には8回目となる議会と町民との意見交換会を実施し、多様な意見が出され、総務文教・産業厚生各常任委員会において練り上げ、本年度の提言とした。

本町は、「川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「か

わにし未来ビジョン(第5次川西町総合計画)後期基本計画」を策定し3年目となり、「夢と愛を未来につなぐまち」の実現にむけて各施策が進められている。

しかし、本議会がこれまで提言してきたものは、時機の課題を解決すべく行ってきたものであるが、すべからず順調な執行には至っていない状況にあるものと検証している。

こうした状況の中、本議会は災害に強いまちづくりをはじめ、健全な財政運営など、多様な町民の意見・要望を踏まえながら、5項目について、今年度の政策提言を行うものである。

町長には、本提言が議会の総意としてまとめられたものであることを認識され、施策に反映されるよう望む。

令和5年10月31日

川西町議会議長 井上 晃一

提言1 防災・減災対策

近年、自然災害が多発し、町民の生活が脅かされている。町民の生命・財産を守る事が行政の最大の使命であり、防災・減災対策が喫緊の課題である。

よって、次のように提言する。

1 危機管理体制の充実とライフラインの強靱化を図ること

昨年8月3日からの大雨災害を受け、行政内部の体制はもとより、国・県等の関係機関及び民間事業者への広域応援要請、各地区自主防災組織及び消防団と連携した危機管理体制の充実を図るべきである。

また、生活に直結するライフラインが寸断されることのないよう強靱化を図ること。様々な情報伝達手段を駆使して災害情報の周知を図り、広く町民の防災・減災対策の意識の高揚に努めるよう提言するものである。

提言2 地域づくりの支援体制

近年、人口減少や高齢化が進む中、地域リーダーの人材確保や養成が困難となってきた。各地区交流センターが、魅力ある地域づくりを推進できるよう、支援のあり方を検討する必要がある。

よって、次のように提言する。

1 各地区交流センターへの支援体制を整えること

町と情報の共有化を図りながら、地区を越えての人材確保や連携を視野に入れ、人的・財政的支援のあり方も柔軟に対応することを提言するものである。

提言3 災害に強いまちづくり

毎年のように、水害等の自然災害が多発し、生活に直結する道路及び水路、基幹産業である農業関係施設に甚大な被害がもたらされ、住民の生活が脅かされている。

自然災害に対し、適切な被害防止策及び安全安心な生活環境が強く求められている。

よって、次のように提言する。

1 関係機関・団体と連携を強化し、早期の災害復旧を行うこと

令和4年8月3日からの大雨により、町内関係施設に甚大な被害が確認され、災害復旧が進められた。

未着手となっている施設にあつては、関係機関・団体と緊密に連携し、早期に対策が講じられるべく提言するものである。

2 冬期間の安全安心な生活環境を図ること

総合的な雪対策については、きめ細かな除雪による道路交通の確保を図り、特に、児童生徒の通学路を確保すること。

高齢者世帯等への雪下ろしなどの支援拡充が講じられるよう提言するものである。

提言4 子育て世代への支援拡充

こどもに関する取り組みや政策が、社会の「まんなか」に据えられる「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年4月1日に子ども家庭庁が発足された。

こどもの最善の利益を第一に考え、健やかで幸せに成長できる社会の実現に向け、次のように提言する。

- 1 保護者負担が生じないように、保育料の完全無償化に向け対応すること。

全所得階層の世帯を対象に無償化とし、本町の子育て世代へ支援を拡充すべく提言するものである。

提言5 アフターコロナ時代における継続した支援

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が感染症法上第2類から第5類に引き下げられた。

しかし、いまだに、町民の不安は払拭されない。町内事業者においては、引き続き厳しい経営状況が続いており、アフターコロナ時代における継続した支援が求められている。

よって、次のように提言する。

1 商店、飲食店等へのきめ細かな支援を行うこと

これまで、プレミアム付商品券発行事業等により支援が行われているが、今後も消費喚起や事業継続への支援を継続すべく提言するものである。

2 コロナワクチン接種に対する支援を行うこと

今年度末までは、全額国費負担での接種となっているが、次年度以降も個人負担が生じないように支援すべく提言するものである。